

令和3年度生駒市人権施策審議会（第1回）会議録

- 1 日 時 令和3年8月5日(木) 午前9時30分～午前11時30分
- 2 場 所 生駒市コミュニティセンター4階 会議室 402・403
- 3 出 席 者
- 委 員 石倉会長、山崎副会長、三成委員、石川委員、安田委員、山田委員、諸岡委員、芝下委員、山口委員
- 事務局 向田人権施策課長、入井男女共同参画プラザ所長、吉岡人権文化センター所長、華井人権施策課主査

※会議公開（傍聴者数0名）

【会議の内容】

(事務局) <審議会の成立><録音許可><資料確認><事務局職員の紹介>

(会 長) <会長挨拶>

<「生駒市人権施策審議会規則第5条第1項」の規定により、議事進行は会長が行う><開会公開の了解><傍聴希望者なし>

それでは、案件1の「令和3年度人権施策実施プログラム(案)について」事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) <「令和3年度人権施策実施プログラム(案)について」説明>

(会 長) 説明いただきました内容について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(委 員) 今、男女共同参画プラザの説明をいただきましたけれども、文字が小さ過ぎて見にくいので、もう少し大きな字でお願いできないでしょうか。

(事務局) はい、見やすいように訂正させていただきます。

(会 長) ほかにいかがでしょうか。

(委 員) 人権施策実施プログラムの件で質問をさせていただきます。標題に人権施策実施プログラムとありまして、その下に生駒市人権教育及び人権啓発推進本部と書いてありますが、それについてお尋ねします。以前の会議録によりますと、人権教育及び人権啓発推進本部の事務局は人権施策課で、プログラムの作成を庁舎内各課に依頼し、提出されたものを事務局から必要に応じて確認や調整など各課とヒアリングを行い、人権施策審議会に諮り、審議会委員の意見を踏まえてプログラムができあがるという経緯を事務局から説明をされました。人権施策課が事務局を務める人権教育及び人権啓発推進本部では、どのような方に報告し、全庁的な取り組みを進めようとしてきたのかをお尋ねしたいです。それと第2次基本計画が策定されてから2年以上になっていますけれども、全庁的に人権施策実施プログラムをこの推進本部でどのように承認されて、人権施策審議会に提出されたのかをお聞きしたいと思います。要するに、全庁的な取り組みが全く見えてこない面がございますし、

職員さんからも人権教育及び人権啓発推進本部は開催されたと聞き及んでおります。平成26年度以降に開催されていないと私は聞きましたので、正確かどうかはわかりませんが、26年度以降に開催されていないのに、このプログラムがどうして本部で承認されて、私たちに提出されているのかが不思議な感じがします。人権教育及び人権啓発推進本部の規定を見ますと、本部長は市長、副本部長は副市長、教育長、水道事業管理者となっておりますし、管理職や人権教育指導員を本部委員に充てるという組織を定めているのですが、どのような理由で開催しないのかをお聞きしたいと思います。第2次基本計画の第4章の推進体制の項目で人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため生駒市人権教育及び人権啓発推進本部を中心とした関係部局が緊密な連携の元に全庁的に基本計画を具体的に推進すると定められています。先程申しましたとおり、開催されていないのはどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

(会 長) よろしいでしょうか、このプログラムについて。

(事務局) 実施プログラムにつきましては、全庁的に担当課から令和2年度の実績、3年度の目標等の報告を受け、確認点などがございましたら担当課に連絡して作成したものです。推進本部については、幹事会の方を必要に応じて開催しております。また、市長等にもプログラムの報告をしております。

(委 員) 幹事会を開かれているとおっしゃっておられますが、いつ開かれて、どのようにされたんですか。

(事務局) 生駒市で県の研究集会在平成元年度に開かれ、幹事会を開いて研究集会について幹事の方々にご協力をいただきました。去年は全庁的にいろいろな会議がコロナの関係もあり開催を見送り、メールで情報提供をしました。今年もデータで情報提供しました。

(委 員) 幹事会を開いているということですが、人権施策実施プログラムの作成についても、幹事会なんですよ？

(事務局) 令和元年度の幹事会では県の研究集會を協力してやっていくということについてでした。

(委 員) このプログラムを作成することについて、どちらが芯になってどのように作られておられるんですか。

(事務局) これは事務局で行っております。

(委 員) 事務局の方でこれを作って、市長に見せておられるんですか。

(事務局) はい。

(委 員) それで市長に了承を得られてるんですね。それでは、何のために人権教育及び人権啓発推進本部って書いてあるんですか。この人権教育及び人権啓発推進本部の会議を開いて、これをそこに提出して、そこで協議していただいて、私たちにいただけるのでしたら話はわかりますが、会議も開かずに、本部長は市長だけなんですけど、ほかの委員の人がおられますよ

ね、どうしてそういうやり方をされるんですか。

(事務局) 検討させていただきます。

(委員) 今までずっと、これは今年始まったわけではないですよね。

(事務局) そうです。

(委員) 今、検討するってどういうことですか。それとこの人権施策実施プログラムの作成について、どういうやり方をされているのかお聞きしたいです。

(事務局) 今年度でございましたら、令和2年度の事業実績と3年度の事業計画目標を事業毎に各課に入力していただくように全課に配信しまして、1か月ぐらいの5月末頃に回答をいただき、実績、目標の数値等について確認が必要な場合は担当課とやり取り、ヒアリングさせていただいてプログラムとして整えたいうえで作成したものでございます。

(委員) 今、各課とヒアリングや打ち合わせしたりと仰いましたけど、私、この間、市役所のあちらこちらの担当課に聞きに行きました。どういうことをされているのかということを知りに行きましたら、担当課にメールを送って事業名、事業実績、事業計画目標を聞いて作成しているだけで、ヒアリングも何もしていないですよね。

(事務局) それにつきましては、例えば、昨年度のプログラムでしたら教育指導課等と対面したうえで、こちらも具体的に聞きたいことが多々ございましたので、ミーティングという形を取りまして打ち合わせをさせていただいております。今年度につきましては、それを踏まえたいうえですので、必要に応じて、電話やメールでのやり取りが中心ではございましたけれども、直接やり取りはさせていただいております。

(委員) ヒアリングをされているのでしたらよろしいのですが、何もそういうことをしていないですよ。私はみんな聞きに行きましたが、そういうことは全然ないって言われています。人権施策実施プログラムの作成にあたり、担当課とどのように協議しているかということについて、一体どういうことになっているのかという思いをしているわけです。人権施策実施プログラムは全庁的な施策を網羅しているのでかなりの膨大な施策数になるわけで、毎年繰り返して実施される事業や単発的な事業、または、中長期的に進められている事業や形骸化している事業もあるわけなんですけれども、この実態を把握し、担当課と協議を進めていただき、事業を運営されるにあたって、担当課でどのように人権に配慮した取り組みをされているか、また目標達成度合いや事業進捗の調整をしていくことが生駒市人権施策に関する基本計画に書かれてある進行管理を進めていくこととなっているんですけど、そのようなことをやられていないような思いもするわけです。それについてはどう思っておられるか、お聞きしたいです。

(事務局) 今おっしゃっていただいたことを踏まえて、考えてさせていただきます。

(委員) 遅いのではないですか。今そんなことを言われても。本当にやっていただけるのかって思

います。人権施策審議会では人権施策実施プログラムについて協議する前に、人権教育及び人権啓発推進本部で協議して承認されて私たちにいただくのでしたらよろしいんですけども、それもされていないですし、どうなっているのかと思います。

(会 長) ここは審議会ですので、今ここに出ているプログラム案の作成過程についての意見ですね。

(委 員) ここに人権教育及び人権啓発推進本部って書いてありますよね。そこにこれを提出して、そして、私たちに頂いて審議するということでしたら、話はわからないことでもないです。推進本部というものがあるわけですから、それはしないとイケないのではないかと私は思います。

(会 長) 本部はどのような形でできてきているのでしょうか。

(委 員) 平成24年3月29日に生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程というものが、設置目的や所管事務などが書いてあります。これを見ていただいたらわかります。

(委 員) 手続きがよくわからないので、ちょっと確認させていただいてよろしいですか。今ご指摘になった手続きに関しての確認なんですけど、ここでプログラムの下に名前が上がっている人権教育及び人権啓発推進本部とこの審議会との関係なんですけれども、審議会でのプログラムの内容について承認する、つまり問題がない、または必要であれば修正を入れて、そのうえで正式に人権教育及び人権啓発推進本部にかけて、名前としては、人権教育及び人権啓発推進本部の名前で出すという手続きもあると思うんですけども。その当たりの順序というのはどうなっているのでしょうか。

(事務局) 今、委員がおっしゃったように、まず案として審議会でお諮りいただいて、修正がある場合は修正して、最終稿となったものを報告しております。

(会 長) 生駒市人権教育及び人権啓発推進本部というのは、これは市の組織ですか。

(委 員) 市の組織です。

(会 長) 我われの審議会は専門的な知見の立場から、市が作った案について、いろいろご意見を述べますよね。それを踏まえて審議を行うものですよね。今の委員のご質問はプログラムを作成する過程ですよね。それは私達にとって何とも言えないかも知れないですね。

(委 員) 過程でどうなっているか、きちっとされているかということが私の意見です。3日ほど市役所を回って、いろんなことを聞きに行きました。ところが、人権施策課からプログラムの作成についてメールで担当課に送って、事業名、事業計画目標値を聞いて、その担当課に対しての内容についてのコメントも一切なしで、障がい者職場体験事業や人事課など、その内容に対してどうですかということも全然ないです。

(事務局) 例えば今おっしゃった障がい者職場体験事業については、障がい福祉課に内容について再確認しております。

(委 員) いい加減なことは言えないですから、昨日、たくさんの課に聞きに行きました。

(事務局) 障がい福祉課には行かれましたか。

(委員) たくさんの課に行きました。

(事務局) 障がい福祉課には、今申し上げましたように確認の電話を入れています。

(委員) 何かこれを見ると、毎年同じようになことばかりが書かれていますよね。

(事務局) それがありますので、以前にプログラムの内容や構成などについて新しく見直すかなど審議会で諮らせていただきまして、皆様からこの形でいきたいと思いますという意見をいただきましたので、こういう形で出させていただいております。それでいったんこの形に決まりましたので、昨年や前年度はより良くなるように各課の方にもいろいろ聞いたりもしておりましたが、今年度につきましては、それをベースに各課に見ていただいて、確認事項や、もう少し修正したらというところに、電話、メール等をさせていただきました。

(委員) 内容についてお尋ねします。この人権施策実施プログラムの案を担当課にお渡しなんですか。

(事務局) 修正や確認の必要があるところが判断した課にはやり取りさせていただいておりますが、審議を経て最終になった段階で配信します。

(委員) 今お話をお伺いしていると、各課の事案を人権施策課に集めてまとめたものがこのプログラムになると。それぞれの事業番号が振ってあるいろんな課が混ざっているの、これをまとめたものを作成するのが推進本部になっていますけど、事務局である人権施策課が集めてまとめる担当ということでもいいですか。わかりました。ありがとうございます。

(会長) 項目によって、高齢施策担当やいろいろありますから、それらの取りまとめですね。

(委員) いろいろな項目がありますので、審議会の委員は各専門家の先生方がたくさん来ておられるので、専門家の人の意見や公募市民の一般の意見も聞いて、ここで審議をして、これは専門家から見てもおかしい、一般的な考え方からしてもおかしいという場合であれば、修正をお願いしますという形がこの審議会ですしていることですね。私はそのつもりで来ているんですけど、間違いないですね。

(会長) 中身について、いろいろご意見いただくことが大事だと思います。だけど、取りまとめをする過程で不十分さがあるんじゃないかというのが委員の意見ですね。

(委員) 流して作っているんじゃないかって思っておられるのがわかります。各課に行って聞いて来たっておっしゃっていらっしゃいますし。でも、取りまとめをしておられるところに1個1個の項目をどうだっていうのはどうかなと少し思ってしまったので、この審議会であるとか、人権施策課の役割はどうだったかと思って質問させていただきました。

(会長) 専門家の先生方の意見や市民の立場から見て、ここはもっと深めた方がいい、こういう計画でいいのか、これはすごくいいと思うなど、そういうご意見を出していただく方がいいのかなとは思いますが。委員のご意見はちょっと取りまとめ方が事務的な傾向にありはし

ないかという危惧のご意見ではないかということでお聞きしていたんですけれども。

(委員) 先程幹事会を開いたっておっしゃっていますが、それは県の研究会についての幹事会で
すよね。令和3年度の人権施策実施プログラムの案を作ることについて幹事会は開かれていな
いですよね。

(事務局) はい、それでは開いておりません。

(委員) 幹事会の会議は必要に応じて人権施策課長が招集して議長になるって規定がありますよね。
それを開かないで、勝手にこれを作っておられるのではないですか。

(委員) すみません、そのお話は今することでしょうか。私たちは内容をお聞きするために来てい
るわけですから、その過程のお話をここでされても。

(委員) 過程が大事ではないでしょうか。

(委員) 過程のお話、どのように作られたかよりも、内容についてのお話をお願いします。

(委員) 内容につきましても、また質問いたしますけど。

(委員) ですので、そのお話は事務局の方から受け止めますと言われた時点でもう終わりにして、
次に進めてください。会長さんはどう思われますか。まだこのお話は続けるべきですか。

(会長) 今のお話で危惧はすごくわかりましたので、少し検討いただくことにして。それでは内容
についてお願いします。

(委員) 内容につきましても話をさせていただきます。11ページの31番なんですけれども、人権教
育講座「山びこ」で人権施策課と人事課と担当課が書かれているんですが、これは人権教育
推進協議会の行事ではないんですか。

(事務局) これは人権施策課と人権教育推進協議会とで共催いたしております。人事課の名前が入っ
ておりますのは、例年人事課からも全庁的に10名程度、職員人権研修として参加していただ
いておりますので、入れさせていただいております。

(委員) そして、58番なんですけれども、差別をなくす強調月間の山びこなんですけど、こちらもほ
とんど人権教育推進協議会がされているんですけれども、あちらは民間団体になってくるん
ですよね。人権施策課ほかと書いてありますね。

(事務局) 58番の差別をなくす強調月間事業のことでございますね。人権施策課ほかと申しますのは、
全庁的に例えば、広報紙であったり、公用車パネル、L字型プレートを庁内に置くなど、全庁
的に取り組んでいるということで、ほかとしました。

(委員) 67番の人権教育地区別懇談会も、ほとんど人権教育推進協議会がされているんですけれど
も、何かこれを見ていますと、人権施策課が完全に自身でやっているような感じも受けるん
ですけれども。

(事務局) 人権教育推進協議会の事務局が人権施策課でございまして、人権施策課の職員であります
人権教育指導員の先生方が主にしてくださっています。

(委員) 人権教育指導員の方々がおられますね、人権施策課の中に。あの方々も推進本部の規定によると、本部委員となっていますね。聞きましたら会議や相談が1回もないと聞いているんですけれども。あまり相談などをしたことがないってことも聞いているんですけれども。

(事務局) 毎朝のミーティングも一緒にしておりますし、先生方がいてこそその事業が多々ございますので、どちらかといえば私たちの方がご相談させていただきながら、先生方に中心となって進めていただいております。

(委員) 同じ課におられるわけですので、人権に関わることに関して、これを見ると、人権施策課、人権施策課とばかり書かれてありますが、そのところを少し考慮していただきたいと思います。それと29番の広島・長崎写真パネル展なんですけれども、これは令和元年度、令和2年度と実施されているんですが、場所はどこでされておられるんですか。ここには場所が書かれていないです。

(事務局) たけまるホール1階のロビーですね。

(委員) それでは、場所をこちらに書いていただきたいですね。その方がわかりやすいですね。それと68番の差別をなくす市民集会、この前実施されましたですね、7月11日の開催と書いてありますが、これは7月17日ですよ。

(事務局) 申し訳ありません。これは7月17日の間違いです。こちらのミスでございます。

(委員) 26番の自治会役員研修会、帝塚山大学の中川先生の講演ということで、5月30日に開催されていますけれども、これの実績ですね、自治会の研修会に何人ぐらい出席されたかをお聞きしたいんですけれども。

(事務局) 令和3年度の事業計画ということで、市民活動推進課からいただいておまして、5月末まで各課から提出いただいていますのと、3年度の目標値の欄ですので、実績は来年度にご報告させていただけたらと思います

(委員) わかりました。

(会長) いいですか。

(委員) それでわかるものにつきましては、場所や実績などは、できれば、ここに加えてもらえればわかりやすいと思って質問させていただきました。先程のこれを作るについての過程なんですけれども、これは大事なことですから質問させていただきました。私が聞くところによればですね、推進本部も開いていないなど、やっぱりこういう会議を開いて、我々にいただいて、内容を見てもらいたいということでしたらよろしいですけれども。それから、昨年に部長から人権文化センター及び小平尾南児童館共同施設の新設の説明を受けました。この件について人権施策実施プログラムに記載されていないんですけど、それはどうしてなのかをお聞きしたいことと、それと小平尾南体育館も廃止すると部長から連絡を受けたのですが、その件についてもこのプログラムには何も記載されていないことについて、どうなっているの

かお聞きしたいです。

(事務局) 明言はされていないと思いますが、ファシリティマネジメントとして、全庁的に取り組んでいる中で、ひとつの項目として上がっております。今の時点でまだここには載せておりません。

(会長) プログラムとして上がっていないということですね。

(委員) プログラムに上がっていないので、どうしてかなと思いました。

(会長) 今までいろいろな意見があつて、まだ載せられないという段階ではないのでしょうか。

(委員) そうであると思います。プログラムに意思表示してあれば、ああそうかなという思いもするのですが、何も掲載されていないので、どうしてかなという思いでお聞きしたわけです。

(会長) ほかの委員のみなさん、何かございませんでしょうか。次の件に行かせていただければいいでしょうか。委員から何か。

(委員) ありがとうございます。

<委員による情報モラル教育に係る説明と問題提起>

(会長) プログラムの20番ですね。平成28年度ぐらいから実施されている。

(委員) ご説明した事業は昨年度からです。その前はイーネットキャラバンという総務省の授業であるとか、私が行ってさせていただいたものもあります。それなので全部がこの授業ではないです。去年実施された学校が何校か知らないんですけども、全部で300人ぐらいの参加があったという話がフェイスブックに、講師が書いてらっしゃったんですけども。

(会長) 教育指導課が担当で小中学校で実施ですね。

(委員) これは小学校でしかやらないと言われていました。

(会長) 令和3年度は小学校7校で実施予定なんですね。

(事務局) 令和2年度事業実績の小中学校11校は他のプログラムも含まれています。また、委員のお話の補足なんですけれども、教育指導課が委員に確認したのは、ご自分の個人情報をゲーム感覚で検索したり、ご自分の子どもの名前を調べさせたことを問題にされているなら、ご意見を伺って、今後改めたり向上につなげていったり、あるいは、先生方がご説明された2番3番の観点について、もっと詳しく説明した方がよいのではという点についても今後の向上に繋げていく面はあると。ただ、学校の授業で個人情報を検索するということが自体に問題があると思うとおっしゃったので、その点のご意見を審議会でお聞きしようということになりました。また、そのときに例えば聖徳太子とか、実際いろいろ授業でみんな調べているので、聖徳太子であったり安部総理とか公人的な方を調べるのは授業のひとつなので、もちろん構わないと委員もおっしゃって、この講師自体が既にインターネットを使っていろいろ活動されている方で、その講師としての自分、公人的な情報を調べさせるというところがありますが、公人かどうかということは少しポイントがずれるので、ポイントは学校で個人情報を調べる

授業はいけないのかということについて、意見を聞きたいということになりました。

(会 長) 今、ご説明がありましたけど、副会長、いかがですか。

(副会長) ゲーム形式の部分でなくて、個人情報そのものを調べさせるという授業そのものがということになるんですか。

(委 員) そうですね、はい。

(副会長) ゲーム形式かどうかは置いておいてですね。

(委 員) 個人情報を得点を競って調べ合うかということです。まず、それが教育的にどうなのか、教育的配慮がされているのかどうかというのが非常に気になるところです。75ページのインターネットの人権のところにも書いていますけれども、個人情報保護の体制の強化、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発と書いてあるプログラムで、個人情報を調べということをゲーム感覚でやる、やらせて、そこで終わればいいですが、家に帰ったり、その後の授業で、じゃあ、お前の母ちゃんの名前言ってよとか言って調べるのは、もう容易に想像ができることなんですよね、小学生でしたら特に。そういうことを人としてしていいのかということだと思えます。情報モラル教育というのは、法律的に絶対駄目なことってというのは、もちろん駄目なだけけれども、人としてやっていいか悪いかって微妙なラインっていうのとか、そこを考えさせてくれることが教育なのに、それを遊び感覚でやるっていうことがどうなのかというふうに考えていただけると。

(事務局) 指導課との話では、ゲーム感覚に問題があるんだったら、手を加えていくことも考えられるので結論も変わってきますが、授業で個人情報を調べることが問題だということになったので。

(委 員) 個人情報を調べさせることが問題なんです。それもゲーム感覚でやらせることが、人の情報を楽しく面白くおかしくやる、そういうことをやるのかどうなのかという手法も問題ですが、授業の中で個人情報を調べさせるということが、やっぱり人権の問題に関わってくることなのかどうかを人権に詳しい皆さんにお聞きしたいなと思いました。

(委 員) 私の子どもは小学生ではないですが、小学生のときにこの件を自分の子どもが体験したらどうかというのを考えました。今、委員がおっしゃられていたように、個人情報を調べることというより、学校でやったことは子どもにとって正しいこととして認識しているのではないかと。後でこれは良くないから普段はやっちゃ駄目よと言ったとしても、でも、学校でやったものということにならないか、やってはいけないことをたくさん言っても、結局子どもの中で何が残るか、小学生の中で何が残るかという、だって楽しかったものであるとか、学校で先生も何も言われない状態でやったじゃないかっていうふうなことが残るだけではないかと思えます。私の子どもは高校生ですが、高校生であっても、私は家族の方針で高校生になってからしかスマートフォンを持たせていません。その理由というの

は、今、委員がおっしゃっていたようにモラルというのを理解できないと思ったので、スマートフォンやインターネットを使うのに、正しい判断ができない間は使ってはいけないと私は考えていましたので、高校生になってからでないとスマートフォンを持たせませんでした。パソコンでの家での検索も親が必ず同伴というのを私は徹底しています。たぶん私の考え方は、ほかのママ友に聞くと、古くて堅苦しいことだと思われると思います。でも、やり過ぎているとは思いません。それがトラブルになっていることも多いと聞いています。

(会 長) 私たちの個人情報、プライバシー、それをどう出すか、私たち教員としても、自分の名前を出したり、フェイスブックもツイッターもやっていますけど、それで何を出すかというときに割と神経を使っています。家族の写真と一緒に子どもの友達の写真も出してしまっている人がいて、これはちょっと問題かなと気になってしまっています。フェイスブック、ツイッターは誰でも見れますし、フェイスブックは友達という限定がありますが、友達の友達でずっと広がっていきます。そういうときに何をするかと気にしながら、内容を出したりしています。公人ではない一般の方はあんまり情報を表に出さないのが、対象にならないのかも知れないですが、個人情報というものの感覚はとても大事なものです。

(委 員) 何が問題なんだろうかというのが私の個人的な考えです。どうしてかといえば、インターネットは小学生禁止、利用できないと、どうやってするのでしょうか。見る人は見ます。これは当たり前の話で、例えば、スノーボードで金メダル取った14歳の女の子がいましたが、では、私は何を調べたかと申しましたら、所属している会社を調べたんです。何故調べたかと申しましたら、株が上がるかどうかの投資の関係です。すると、社長の名前が出てきて、社長がどういう考えを持っている人かということまで調べます。講師も自分が社長であることをヒントにしていますが、例えば、社長の名前は個人情報で、公人なのか私人なのかどう分けるのかという問題があって、使い方、目的によって変わってくると思うんです。ゲーム感覚かどうかは別としても、個人情報の検索機能は、先ほど言われたお母さんの名前など、公開しなければ絶対に出てこないわけなんですよ。インターネットで炎上するっていうのは公開している人ばかりです。ダイレクトメールでいろんな形で友達同士でやっていたことをネットに上げたりすると、それは広がります。ですから、オープンにしていない限りは、インターネットの世界というのは、非常に安全だと思っています。個人情報を調べることはモラルの問題といえますか、取り扱いの問題ですので、これは取り組み方自体としてはいいと思います。私たちも仕事をしていて取引先の会社のことを調べますと、どうしても社長の個人名が出てきます。社長がどういう方を調べるのがいけないとは言えないと思います。そここのところの線引きはできないと思います。ですので、危険なところはきちんと伝えていって、使い方、正しい使い方をきっちり教えていけば

いいのではないかと思います。こういう危険があるということ、授業を取り上げた記事だけでは私も詳しいことはわかりませんが、もう世界中がしていますから。その部分で危険な部分、個人情報はどう守るかということをお教えしていくべきであると思います。

(会 長) 皆さん、いかがでしょうか。

(副会長) 子どもでも、小学4年生ぐらいでしたらもうスマホ持っている時代ですよ。

(委 員) 4年生でしたら6割ぐらいですね。

(副会長) 結構、持っていると思うんです。持っていておかしくない時代の中の子どもたちが、自分の個人の情報でもこんなに簡単に分かるのかってというような危険性を教えることはとても大事であると思います。こちらの先生のやり方自体は、自分の子どもの名前や親の仕事などで調べさせるのはどうかと思いますし、それをゲームでさせるというのは手法の問題として、こうしたモラルや危険性、どうして危険なのかも含めて教えるのは重要であると思います。SNSの利用は小学生以下は駄目という仕組みの問題であって、個人情報というものは、このままで世界に全部公開されているということをお認めしてもらうのは、早ければ早い程いいと思っています。ですから、こうした教育も必要であると私自身は思いました。それで、どうして個人情報というものを教えるはいけないのかというところまで、教えてもらえればというものもあります。他人の情報でなくて、貴方の情報が丸裸で世界にあるんですよということを教えないといけないと思います。それで1回世に出た貴方の情報はもう一生消えませんが、それもありますのでね。その危険性を教えるきっかけになるような授業をしてもらえればと思いましたがね。

(委 員) それには私も大変同意します。ただ、調べさせた後のアフターフォローである2講時目の授業が、自分の楽しかった体験の話のように感じました。今さっき言われたような、危険性のところに気がつく、その上で貴方の情報を出すか出さないかということを考えるというのであれば、まだわかるんですけども、若干そこが欠けているのかなということもあります。先程委員が言われたように、学校の授業の中でやるべきことなのかということとは、やっぱり考えていただいた方が、他にも別に個人情報を調べて危険性を分からせることはいくらでもできるんです。それを講師の先生の個人情報を調べさせるということをお、皆でゲーム感覚ですること自体がモラルに反することと私は考えています。先程委員が言われたようなことも非常に理解できます。だってネットには情報があるではないですか。ただそこで考えていけないといけないのは小学生なんです、対象は大人じゃないんですよ。大人ではなくて子どもに教えるべきことなのか、やるべきことなのかということをお考えていけないといけない。授業の中で皆で個人情報を調べ上げるってということが、子どもたちに、それはやっていいことなんだと思われると、ちょっとこれは怖いなと思います。ただ、職業や仕事やインターネット中心でお仕事されていると、必ず調べるのは当たり前ですし、調べればいろいろな

ものが出てくるのは当たり前なんですけど、それは大人なので、仕事で利用されているので、当たり前です。ですけど、それを子どもたちが同じようにゲーム感覚で友達の情報を調べたりということが出てくると、やっぱりちょっと怖くなっていう話です。賛否両論あるのは重々承知です。ただ、やっぱり、人権的な意識を私たちは持って配慮ができるように考えていかないといけないということです。

(事務局) 資料としてお配りしている記事や報道資料に、子どもたちは最後に、「SNSは楽しいだけと思っていただけ、実際話を聞いてみて楽しいだけじゃなくて、事件などこわいことにも巻き込まれるのだなあと思った」「住所を見つけたとき正直すごくびっくりした」「簡単にできた。もし知らない人が自分の情報を知るとしたら怖い」「知らないことばかりだった。SNSで悪口を言ったり言われたりしないようにする」とか、委員がおっしゃっていた加害者にも被害者にもならないということがある程度伝わっていると思います。教育指導課が子どもたちの感想を集めているんですけど、ほとんどの子どもがこれからは気をつけようと思うという意味のことを書いているそうです。つまり、個人情報のおし方、コントロールの仕方を教えるというこのテーマに対しては小学生なりに伝わっているようです。また自分がびっくりしたように、他の子を調べたら、そういう気持ちになるということも、先程おっしゃっていたいやなことは止めようとして身をもって、きちんと感じてくれているという授業ではないかなと思います。そのうえで細かなところについては、やはり子どもの名前は調べないとか、楽しいという印象が残りすぎるのであれば、もう少し十分に伝えていくとかいうことも必要かも知れませんが。今度、先生の学校の出前授業でもされるんですね。

(委員) はい、委員に毎年本校に来ていただいています、6年生だけに「インターネット・スマホ安全教室」をお願いしていたんですけど、昨年度に4年生からやった方がいいのではないかと委員に言っていただき、本年度は委員には6年生をお願いして、4、5年生はこの講師にお願いしようということになりました。委員からお電話をいただいたときに、ちょっと参観をしましたとお聞きしていましたので、どんな感じなのかなって思っていました。委員の講義の中では、情報を自分が発信するときに、こんな情報まで発信したり、お友達のこんなことまで発信したりしたら、皆に広まってしまうことになるという危険性をお話いただくので、自分たちが発信するときにどういうことを注意したらいいのかということを中心に伝えていただく講義でした。一歩進んで、実際に自分が調べたらこんなことがわかるんだろうということを知るのも、必要かなと思います。いずれどんどん検索していくことになると思うので、自分が調べられるということも知って、どうやって自分たちが対処していったらいいのかということを知るのはとても大事なことだと思いますので、調べる方法を知ることは悪いことではないと思います。昨年度子どもたちと話をしているときに、それこそタブレットで先生の名前を検索するんですね。この先生は何も出ない、この先生は出るなどといって検索

していました。こうして子どもたちはいろいろなところで個人名を検索はしていると思うんです。それをどう扱っていくかという勉強は必要であると思いますので、講師のしようと思われることはよくわかります。それを進めていってもらうことはいいと思いますけど、ゲーム感覚でとなると、子どもたちは楽しいが残ってしまうことも多いので、どんな授業になっているのか、どんなふうに危険性を抑えられているのかっていうのは、今回実施していただく授業を見させていただいて、考えていこうかなと思っています。

(事務局) 実際に見ないとわからないので、伝わるのがちゃんと伝わったうえでのゲーム感覚というのか、実際に見て考えると。

(会長) 子どもたちにとって、ネット社会でやっていいことと悪いことを知らせないと。人の悪口を書いたり。

(委員) そうなんです。そこは凄く気をつけないと。

(会長) そういうネットの危険性は、人権の問題もありますからね。私達は審議会ですから、手法については言えませんけれども、そういうことに関わられている方々がいろいろな意見を交わして、その目的が達成されるように、そのチェック、点検ということは必要であろうと思って聞いていました。点検というのはお互い同士されればいいのではないかと思います。

(委員) 確認だけさせてください。私も情報系には疎いので教えていただきたいんですけど、今回の検索そのものは、タブレットを子ども達に渡されていて、普通のグーグル検索で3つのキーワードを入れるという形なんですね。3つのキーワードは苗字、役職、地名。

(委員) どういう調べ方をするのかは自由なので、3つのヒントを渡して調べてくださいという内容でした。

(委員) そうしましたら、検索の方法としては、それ自体は通常の検索で、ただ個人の名前を、講師の先生の個人の名前を入れて、個人を調べましょうという指導をしたことが問題であるということですか？

(委員) 講師の個人情報調べさせるのは、それは本人がいいのですからいいんですけども、それを違う人でも一般人でも誰でもできるよということに対して、個人情報を調べるといふことは、知り得た個人情報というものは武器になるわけです。いろいろな人を攻撃したり、それをどう利用していくのかとうようなことで、それをいい利用の仕方、お仕事に使えて、いい仕方もあります。けれども、個人攻撃をしたり、そういうことにも使える可能性があると思います。知り得た個人情報をどう利用するのか、しないのか、調べるということについてどう思ったのかなどということ、やっぱり小学生なので、そこは確認をしていかないといけないんです。子ども達が学校の授業の中で調べるということで、私が個人的に放課後に子どもを集めてしたり、誰かが特定の誰かとしているものであれば、そこまで思わないかも知れませんが、学校教育の中で、授業の枠の中で、皆で一斉に調べるといふことで、してもいい

いことなんだと判断される場合もあるんだろうと。それが公的なものを調べる、調べ学習は子どもたちもちろんしていますので、授業の中で聖徳太子を調べましょうなど、そういうことはもちろんあります。けれども、それを一般の個人の友達や家族や背景にいる人達を調べ始めると、これは実はとても面白くなってきて、それが誰かの人権を侵してしまうようなことや、個人攻撃をするようなきっかけになったりすることがないとも言えない、やっぱりそれぐらい小学生というのは、面白おかしくすることについては天才なわけですよ、いろんなことに応用していく、それはできるけどしてはいけないこともあるんだよねなど、知った個人情報をどう使っていくか、それをどう思ったのかななどを、きちんと確認をしていかく必要があると思います。

(委員) 今のお話をお伺いしていると、やり方ということよりも、フォローがきちんとできていないことが問題で、教育的に配慮が少し欠けていたということなんですね。この方は雇われておられるんですか。

(事務局) 非常勤で雇用しています。そのひとつとして学校の方からSNSの危険性について何か授業できますかと相談があって、やってみましょうということで実現して、その中身については、講師が先生と相談しながら作っていったと聞いています。先生の学校の授業はいつですか。

(委員) まだ決まっていないです。

(事務局) 先程実際に見て判断をおっしゃっておられましたし、ご興味がある委員さんがいらしたら、参観させていただくということは、学校的にはできますか。他の出前授業で参観されているようですが。

(委員) 聞いてみないとわかりません。

(事務局) 日程が決まったら教育指導課とも改めて設定して、興味のある、ご都合のいい委員さんがいらっしゃったらご案内させていただくということにさせていただきます。

(委員) 個人情報がかここまでオープンにさらされるということを実感させるということが究極の目標だったんだろうと思うんですね。その目標というのは適切だと思うんですけど、その手法とその手法を使ったことによる子どもたちの記憶ですよ、そこに悪い影響が出ていないかということが一番懸念されることだと思いますので、その目的は適正、手法については少しは工夫の余地がある、フォローアップが教育的な現場では必要だなということを配慮してやっていただければ、この手法は少しアレンジして、バージョンアップしたものをやっていただけるという可能性はあると思いますので、そのあたりいろいろな方の協力の元に進めていただいたらいいのかなというのが、私の印象です。

(事務局) 教育指導課もいろいろな方の意見を聞きたいと。

(会長) いいですか。ほかに何かご意見などございませんか。

(委員) 人権施策実施プログラムの作成につきまして、これからきちっとしていただきたいという

ことが私の願いですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(会 長) よろしいでしょうか。人権施策を総合的に進めていく事務局が人権施策課でしょうからね。ほかにございませんか。事務局の方から何かございませんか。

(事務局) はい、今回の議事録につきましては、会議録案ということで、出来次第、後日委員の皆様へメール、あるいは郵送で送らせていただきますので、また、ご確認の程よろしくお願ひいたします。

(会 長) ほかにないようでしたら、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局) どうも、ありがとうございました。